

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみの現状と課題

1. ごみの処理体制

(1) ごみの分別・収集

本市では、一般家庭から排出されるごみ（以下、「生活系ごみ」という。）について、以下のとおり分別して収集しています。

（田富地区・玉穂地区）

一般ごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、汚れた紙類、衣類、革・ゴム製品、木屑、プラマークの無いプラスチック製品など	週3回収集
	不燃ごみ	せともの、ガラス、化粧びん、缶、スプレー缶、なべ、鏡、カミソリ、植木鉢、電球、ナイフ、針など	月2回収集
	粗大ごみ	木製家具類（タンス、こたつ、机、食器棚など）、寝具類（布団、毛布、じゅうたん、カーペットなど）、自転車、一輪車、ゴルフクラブ、ミシンなど	年4回収集
資源ごみ	缶類	アルミ缶 スチール缶	月1回収集
	ペットボトル		
	ビン類	茶色びん	
		無色びん	
		その他びん	
	その他プラスチック	パック・カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋・ラップ類・トレイ類、緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど	
	紙類	新聞、本（雑誌、単行本、辞書など）、チラシ、ダンボール、紙パック、ミックス紙	
	廃食油		
	蛍光灯		
	乾電池		
	小型家電	家電4品目にあてはまらない電化製品（パソコン、スマートフォン、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、電子レンジなど）	年3回収集
	プリンタ使用済みインクカートリッジ		随時収集

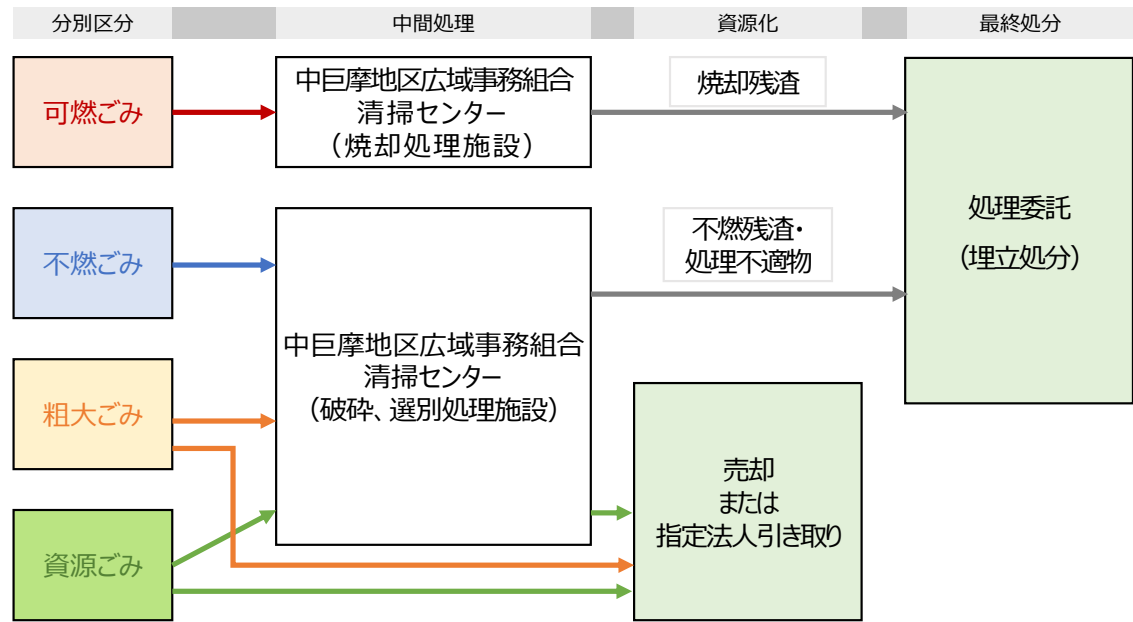
（豊富地区）

一般ごみ	可燃ごみ	紙類、衣類、革製品、ゴム製品、木屑、プラマークの無いプラスチック製品など	週2回収集
	不燃ごみ	空き缶、空きびん、ガラス、せともの、金属類など	月2回収集
	粗大ごみ	木製家具類（タンス、こたつ、机、食器棚など）、寝具類（布団、毛布、じゅうたん、カーペットなど）、自転車、一輪車、ゴルフクラブ、ミシンなど	年3回収集
資源ごみ	ペットボトル		月2回収集
	その他プラスチック	パック・カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋・ラップ類・トレイ類、緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど	
	紙類	新聞、本（雑誌、単行本、辞書など）、チラシ、ダンボール、紙パック、ミックス紙	
	廃食油		
	蛍光灯		
	乾電池		
	小型家電	家電4品目にあてはまらない電化製品（パソコン、スマートフォン、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、電子レンジなど）	年3回収集
	プリンタ使用済みインクカートリッジ		随時収集
	生ごみ		週2回収集

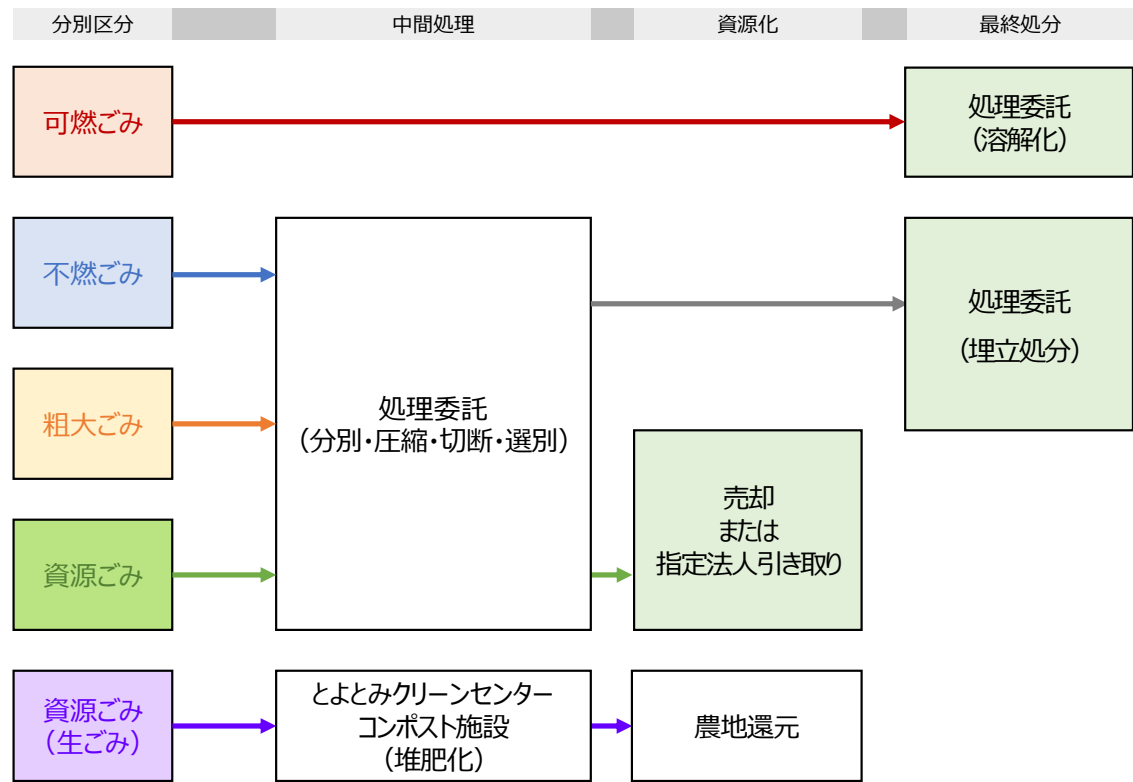
(2) ごみ処理の体系

本市では、田富・玉穂地区及び豊富地区について、それぞれ以下のとおり処理しています。

【田 富 ・ 玉 穂 地 区】



【 豊 富 地 区 】



(3) ごみ処理施設の概要

本市の田富地区・玉穂地区から排出されるごみの中間処理は、中巨摩広域事務組合において処理されています。

広域事務組合では、ごみ、し尿等の共同処理を行っています。

また、豊富地区から排出されるごみについては、民間事業者へ中間処理等を委託しています。

○広域事務組合について

名称	中巨摩地区広域事務組合
設立	昭和 50 年 11 月 1 日（昭和 60 年 4 月 1 日複合事務組合化）
構成団体	中央市、南アルプス市、甲斐市、昭和町、富士川町、市川三郷町

○中巨摩地区広域事務組合清掃センターについて

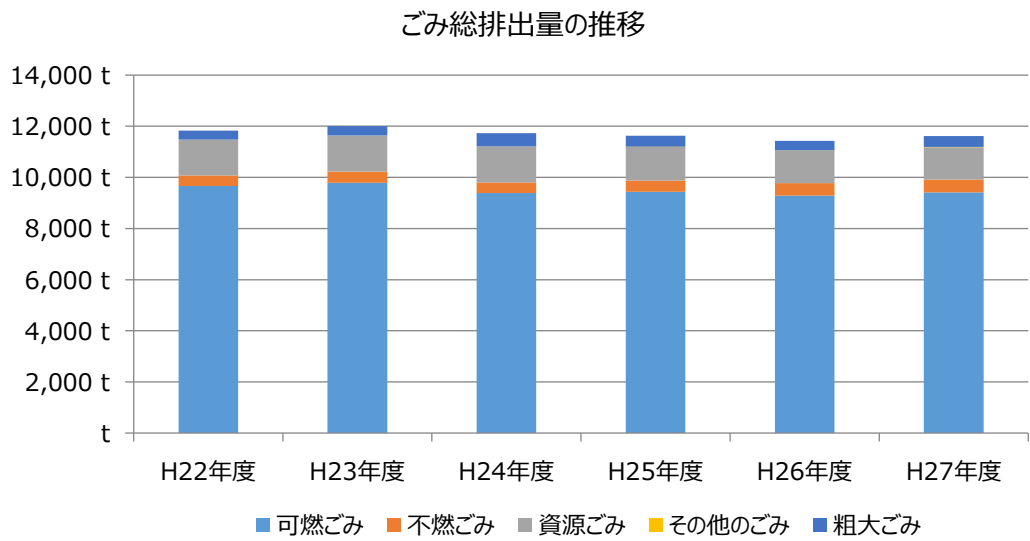
名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター	
所在地	山梨県中央市一町畑 1189 番地	
焼却施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉
	処理能力	270t/日（90t/24h×3 炉）
	建設年度	竣工 平成 9 年 2 月
	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理施設	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルタ
	余熱利用設備	温水発生器（場内給湯、場外余熱利用施設への暖房用熱源）
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式
	排水処理設備	ごみ汚水：炉内噴霧 その他排水：循環再利用方式
粗大ごみ 処理施設	処理方式	破碎選別方式（4 種選別）
	処理能力	40t/5h
	建設年度	竣工 昭和 62 年 10 月
	受入・供給施設	直投式（受入れホッパ）
	破碎設備	回転式破碎機
	選別設備	磁力式選別、慣性選別機、アルミ選別機、振動選別機
	搬送設備	ベルトコンベヤ
	集じん設備	サイクロン、バグフィルタ
	貯留・搬出設備	貯留ホッパ

2. ごみの排出量の状況

(1) ごみ排出量の推移

本市におけるごみ種類別の排出量は以下のとおりです。平成 23 年度以降ごみの総排出量は減少傾向にありましたが、平成 27 年度に増加に転じました。

ごみ種別でみると、可燃ごみの排出量が最も多く、総排出量に占める可燃ごみの割合は 80%強を占めています。次いで資源ごみが 11%～12%を占めています。



	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
可燃ごみ	9,666 t	9,787 t	9,390 t	9,439 t	9,292 t	9,416 t
不燃ごみ	408 t	439 t	412 t	435 t	478 t	500 t
資源ごみ	1,408 t	1,418 t	1,419 t	1,327 t	1,275 t	1,265 t
その他のごみ	—	—	—	8 t	7 t	7 t
粗大ごみ	349 t	360 t	510 t	415 t	379 t	431 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

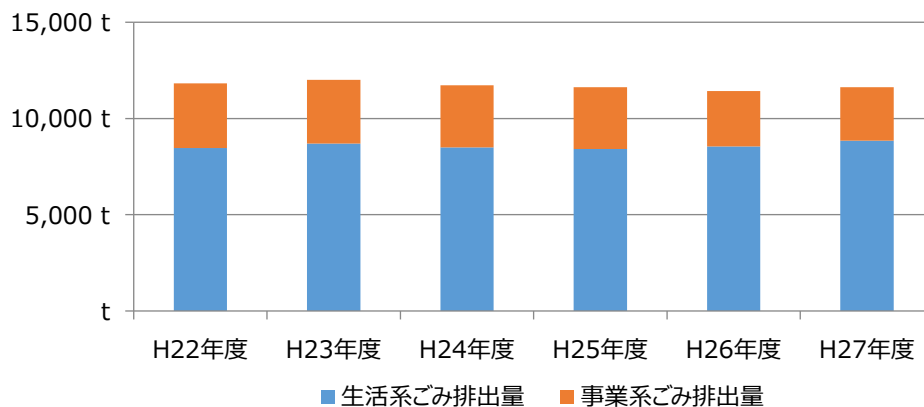
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

(2) 生活系ごみと事業系ごみの排出量

ごみ総排出量に占める生活系ごみの割合は、72%～76%です。

生活系ごみはわずかながら増減を繰り返し、全体としては増加傾向にあります。一方で事業系ごみは減少傾向にあります。

生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移



	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
生活系 ごみ排出量	8,463 t	8,704 t	8,500 t	8,413 t	8,545 t	8,848 t
事業系 ごみ排出量	3,368 t	3,300 t	3,231 t	3,211 t	2,886 t	2,771 t
合計	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

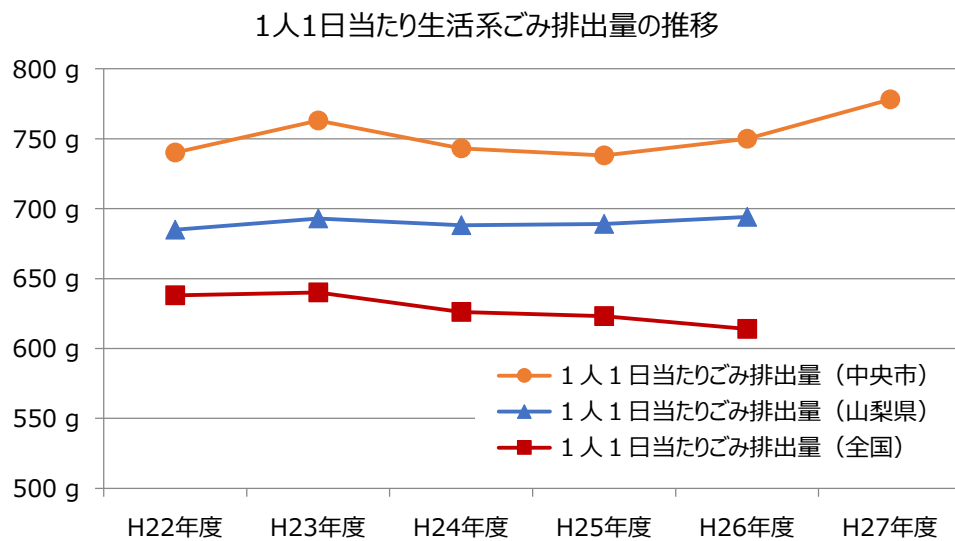
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（３）１人１日当たりの生活系ごみの排出量

本市の人口１人１日当たりの生活系ごみ排出量は以下に示すように、全国平均及び県平均と比較して高い値で推移しています。

本市の１人１日当たりの生活系ごみ排出量は全国平均、山梨県平均に比較すると、平成 26 年度では、それぞれ 136 g、56 g 多くなっています。

生活系ごみの中では、可燃ごみと不燃ごみが増加傾向を示すのに対し、資源ごみが減少しています。



	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (中央市)	740 g	763 g	743 g	738 g	750 g	778 g
可燃ごみ	551 g	569 g	539 g	547 g	562 g	585 g
不燃ごみ	35 g	38 g	36 g	38 g	42 g	44 g
資源ごみ	123 g	124 g	124 g	116 g	112 g	111 g
粗大ごみ他	31 g	32 g	45 g	37 g	34 g	38 g
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (山梨県)	685 g	693 g	688 g	689 g	694 g	—
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (全国)	638 g	640 g	626 g	623 g	614 g	—

※生活系ごみ排出量÷人口÷日数

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

3. ごみ処理の状況

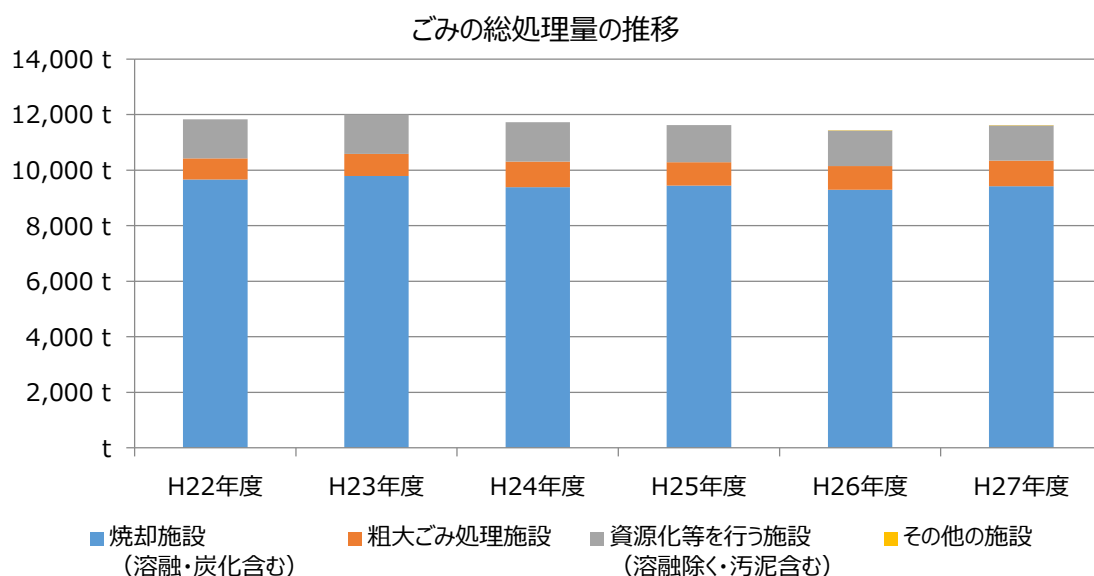
(1) 中間処理

1) 中間処理量

本市においては、田富・玉穂地区で収集されたごみは中巨摩地区広域事務組合清掃センターの焼却施設や破碎・選別処理施設で処理されています。

焼却施設では可燃ごみと破碎可燃物の焼却処理を行い、破碎・選別処理施設では不燃ごみと粗大ごみの破碎処理と資源物の選別を行っています。また、豊富地区の収集ごみは事業者処理委託されています。

中巨摩地区広域事務組合清掃センター及び豊富地区の中間処理量は以下の通りです。



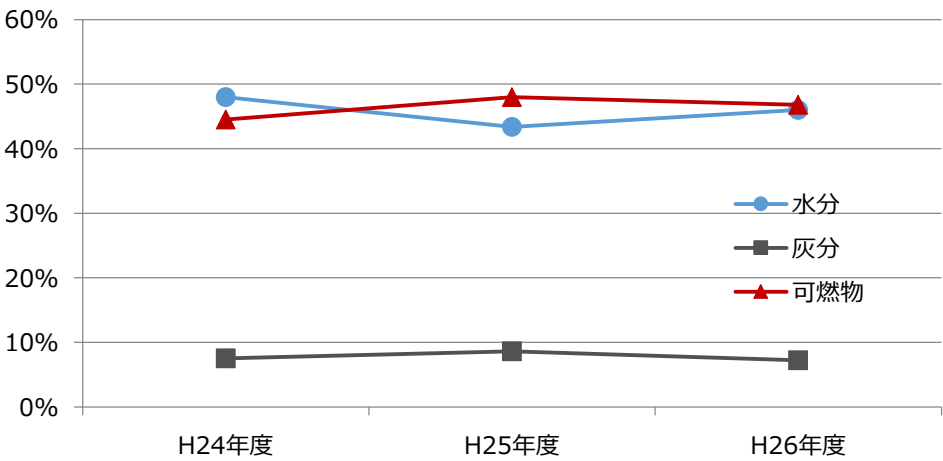
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
焼却施設 (溶融・炭化を含む)	9,666 t	9,787 t	9,390 t	9,439 t	9,292 t	9,416 t
粗大ごみ処理施設	757 t	799 t	922 t	850 t	857 t	931 t
資源化等を行う施設 (溶融除く・汚泥含む)	1,408 t	1,418 t	1,419 t	1,335 t	1,275 t	1,265 t
その他の施設	—	—	—	—	7 t	7 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

2) 中間処理（焼却処分）におけるごみの成分

中巨摩地区広域事務組合清掃センターにて焼却処分を行ったごみの成分分析の結果は以下に示すように、水分が 43%～48%を占めています。

中間処理施設におけるごみ 3 成分



	H24 年度	H25 年度	H26 年度
水 分	48.0%	43.4%	46.0%
灰 分	7.5%	8.6%	7.2%
可燃物	44.5%	48.0%	46.8%

※中巨摩広域事務組合清掃センター搬入可燃ごみの組成
※値は年 4 回実施した分析結果の平均値

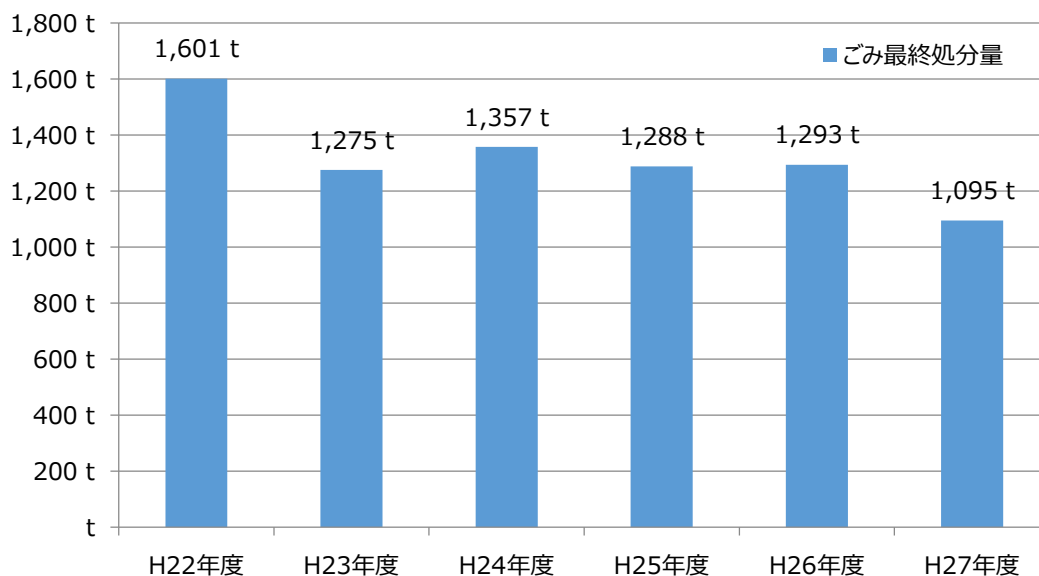
(2) 最終処分

ごみの最終処分は事業者へ委託され、埋め立て処分されています。

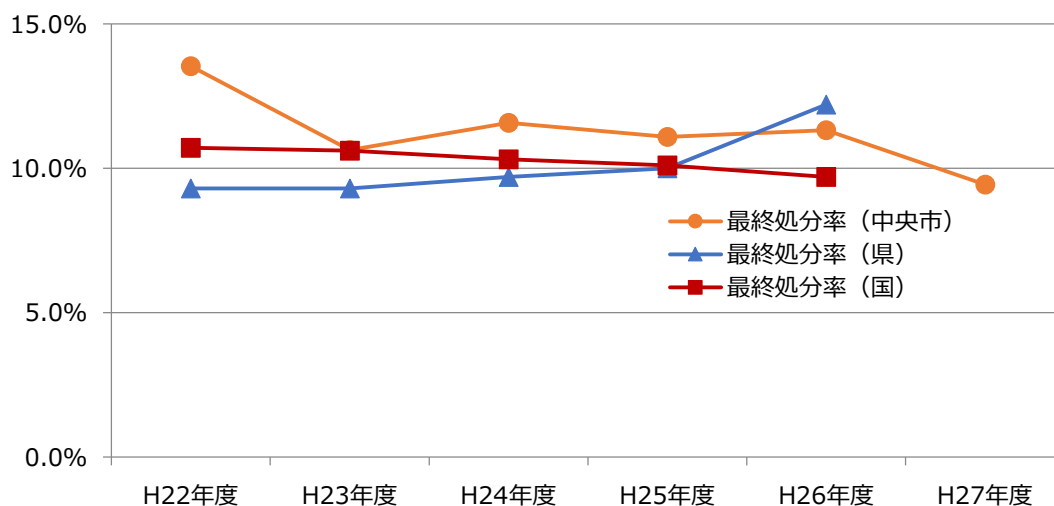
ごみの最終処分量の推移については図に示すように、増減があるものの概ね減少傾向にあります。

最終処分率については、図のように、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成 27 年度に大きく減少しています。また、全国や山梨県平均と比べて、ほぼ同等の処分率となっています。

ごみ最終処分量の推移



ごみ最終処分率の推移



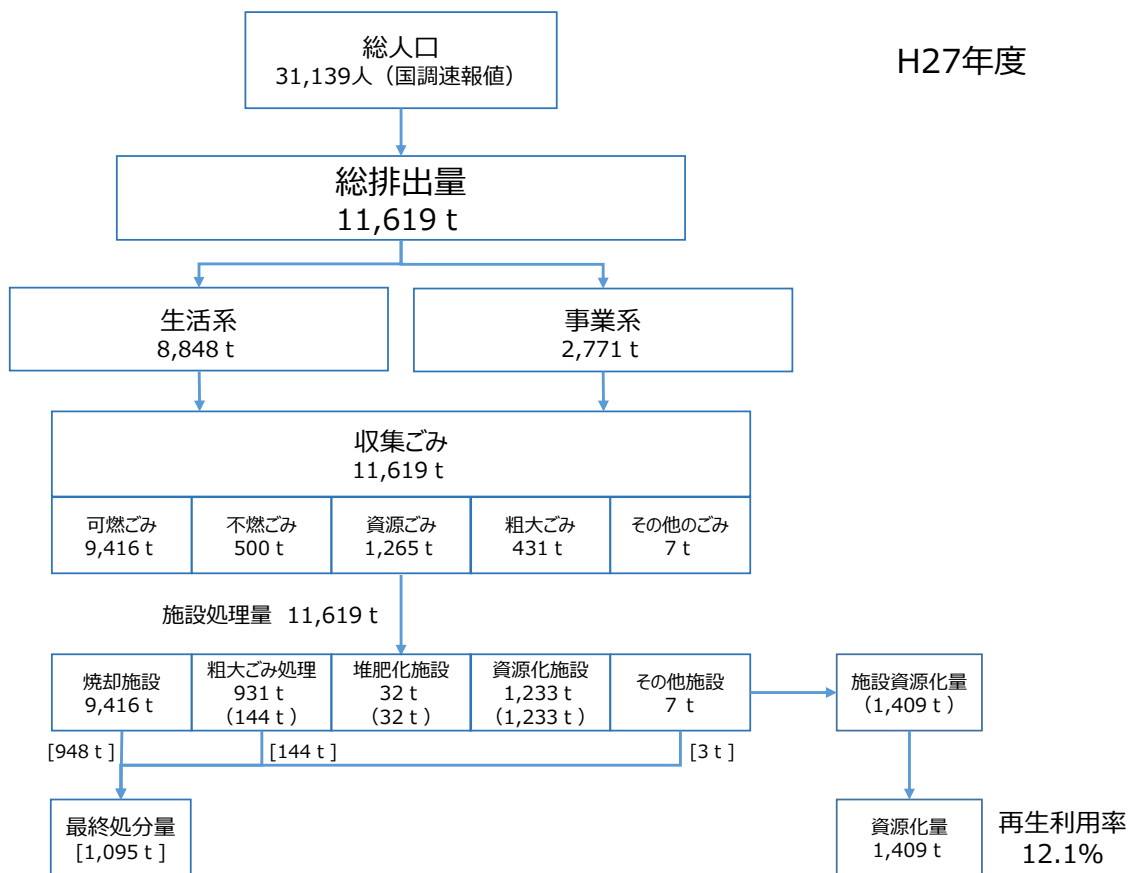
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
ごみ最終処分量	1,601 t	1,275 t	1,357 t	1,288 t	1,293 t	1,095 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t
最終処分率（中央市）	13.5%	10.6%	11.6%	11.1%	11.3%	9.4%
最終処分率（県）	9.3%	9.3%	9.7%	10.0%	12.2%	－
最終処分率（国）	10.7%	10.6%	10.3%	10.1%	9.7%	－

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

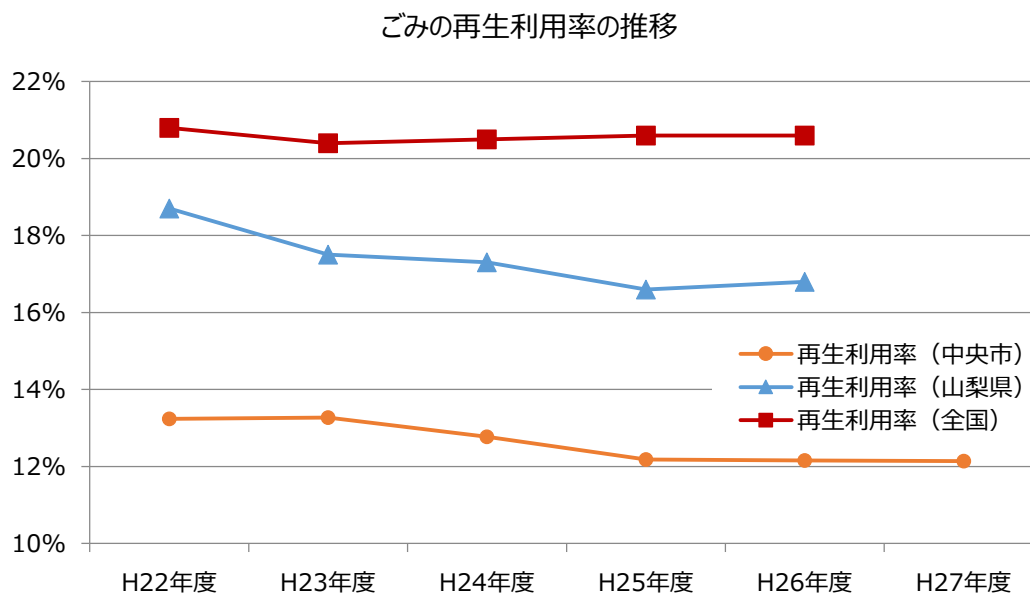
（３）ごみの再生利用

田富・玉穂地区で収集された資源ごみ、中間処理施設で破碎選別された不燃ごみ、粗大ごみの一部は資源として再生利用されています。また、豊富地区ではとよみクリーンセンターで生ごみを堆肥化して再生利用することも行われています。

平成 27 年度の資源化量は図に示すように 1,409 t となっています。



本市のごみの再生利用率は図に示すように、全国平均及び山梨県平均と比較すると、平成26年度では全国平均が20.6%、山梨県平均が16.8%であるのに対し、本市は12.2%と極めて低く、ごみの資源化が本市の課題です。



	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
ごみ総処理量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t
資源化量	1,566 t	1,593 t	1,498 t	1,416 t	1,389 t	1,409t
再生利用率 (中央市)	13.2%	13.3%	12.8%	12.2%	12.2%	12.1%
再生利用率 (山梨県)	18.7%	17.5%	17.3%	16.6%	16.8%	－
再生利用率 (全国)	20.8%	20.4%	20.5%	20.6%	20.6%	－

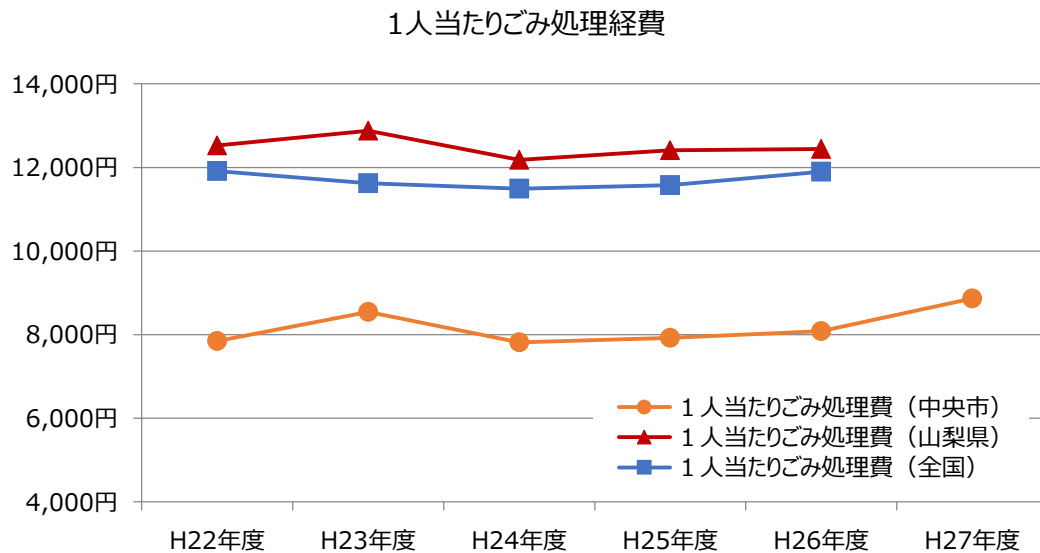
※再生利用率：資源化量÷ごみ総処理量

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

（４）ごみ処理経費

1人当たりのごみ処理経費（建設・改良費を除く、処理及び維持管理経費）の推移については以下のとおりです。

全国平均、山梨県平均に比べ処理経費は低い状況ですが、近年上昇傾向にあります。



※ 中央市は組合分担金を含んだ数値

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

4. ごみ処理に係る課題

(1) 生活系ごみの減量化

ごみ総排出量は、平成 23 年から減少傾向を示していますが、事業系ごみが明らかに減少傾向にある一方で、生活系ごみは増減を繰り返しながら、全体として逡増傾向がみられます。

1 人 1 日当たりの生活系ごみは全国平均や山梨県平均に比べ、高い値を示しており、中でも可燃ごみ、不燃ごみが増加する一方、資源ごみが減少する傾向がみられます。生活系ごみの 75%は可燃ごみで、その多くは生ごみと紙類であることを考慮し、生ごみの減量化及び紙類の資源化に取り組むことが求められます。

(2) 資源化

本市の再生利用率は全国平均や県平均に比べて明らかに低く、また近年は逡減傾向を示しています。市民、事業所、行政の各主体が資源化に向けた取組に責務を果たす必要があります。

そのために、現状で可燃ごみ、不燃ごみとして廃棄されている中に含まれる、紙類、その他プラなどの資源物について分別の徹底を推進し、資源ごみとしての回収量を増加させる必要があります。これにより、可燃ごみと不燃ごみの減量化が図れます。

また、本市ではとよみクリーンセンターコンポスト施設で生ごみの堆肥化など先進的な試みが行われています。こうした活動の普及を図ることも重要です。

(3) 処理体制

本市は 3 町村合併によって誕生したため、旧町村で実施されていたごみ処理体制を継承し、収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しております。1 人当たりのごみ処理経費は全国平均、県平均の 70%弱ですが、近年は上昇傾向にあります。

田富・玉穂地区の中間処理は中巨摩地区広域事務組合清掃センター、豊富地区では処理委託として実施していますが、将来的にはより効率的な処理体制を検討する必要があります。

また、中巨摩地区広域事務組合清掃センターの焼却施設についても、高効率発電設備の導入等によりごみ処理経費の削減についても検討する必要があります。

第2節 ごみ処理の基本方針

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、便利で豊かな生活を可能とする一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費するとともに、大量のごみを排出し、環境破壊、ごみの不適切な処理、廃棄物処分場の不足など様々な問題を生み出しています。

これら課題解決のためには、経済と環境が両立した持続的な循環型社会へと転換することが求められます。このような状況の中で、本市ではごみの減量化及び資源化に取り組んでいますが、事業系ごみは減少傾向にある一方で生活系ごみ排出量は微増しています。このため、市民一人ひとりが自分自身のライフスタイルを見直し、ごみの減量化により積極的に取り組むことが求められます。

また、東日本大震災を契機として、災害により生じた廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが、被災後の復旧・復興に重要であり、これら災害ごみに備えることが各地域、自治体の課題になっています。

以上により、次に掲げる基本方針に基づき、ごみの減量化、資源化に取り組んでいきます。

○ ごみ処理の基本方針

1. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みの一層の推進

平成26年度の1人1日当たりの生活系ごみは全国平均に比べ136g多く、中でも可燃ごみ、不燃ごみが増加傾向にあります。このため、市では生活系ごみの減量化に重点を置いた啓発活動や情報の提供を行うとともに、市民のごみ減量化活動への支援施策を講じていきます。

2. 分別の徹底と適正処理の推進

平成26年度の再生利用率は全国平均20.6%、県平均16.8%に比べて12.2%です。この5年間、再生利用率は減少傾向にあり、分別の徹底を推進し、資源ごみとしての回収量を増加させるなど、市民、事業所、行政の各主体がごみの分別と適正処理に向けた取組を積極的に推進します。

また、本市ではとよみクリーンセンターで生ごみの堆肥化など先進的な試みが行われており、これら試みを普及していきます。

3. 効率的な処理体制の整備検討の推進

本市では旧町村で実施されていたごみ処理体制を継承し、収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しております。今後、より効率的な処理体制や高効率の処理施設の導入に向け、中巨摩地区広域事務組合と検討します。

4. 災害廃棄物の処理検討の推進

災害によって生じた廃棄物について、適正かつ円滑な処理を検討していきます。

第3節 計画目標の設定

1. ごみ排出量と処理状況の将来予測

(1) ごみ排出量の将来推計

1) ごみ排出量の推移

本市では平成 18 年の合併以降、合併以前の各町村が進めてきたごみ減量化、資源化の取組みを継承して実施してきました。生活系ごみ排出量はわずかながら増減を繰り返し、全体としては若干の増加傾向を示しています。一方、事業系ごみの排出量は明らかに減少傾向が見られ、ごみの総排出量は全体として、逡減しています。

生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量の推移を見ると、可燃ごみ、不燃ごみは増加しているのに対し、資源ごみは減少しています。

○ ごみ排出量の推移（前出）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
生活系ごみ排出量	8,463 t	8,704 t	8,500 t	8,413 t	8,545 t	8,848 t
事業系ごみ排出量	3,368 t	3,300 t	3,231 t	3,211 t	2,886 t	2,771 t
ごみ総排出量	11,831 t	12,004 t	11,731 t	11,624 t	11,431 t	11,619 t

○ 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（前出）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
生活系ごみ排出量	740 g	763 g	743 g	738 g	750 g	778 g
可燃ごみ	551 g	569 g	539 g	547 g	562 g	585 g
不燃ごみ	35 g	38 g	36 g	38 g	42 g	44 g
資源ごみ	123 g	124 g	124 g	116 g	112 g	111 g
粗大ごみ他	31 g	32 g	45 g	37 g	34 g	38 g
人口	31,322 人	31,265 人	31,255 人	31,241 人	31,223 人	31,139 人

※ H22、H27 年度の人口は国勢調査による実績値および速報値

※ H23～H26 年度の人口は国調データを用いた推計値

2) 推計方法

ごみ排出量を以下のように推計しました。

① 生活系ごみ排出量の推計

- ・ 平成 22 年度から平成 27 年度の生活系ごみ排出量の実績をもとに、ごみ種別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみ別）に 1 人 1 日当たりのごみの排出量を求め、このトレンドをベースに平成 29 年度から平成 38 年度の 1 人 1 日当たりのごみの排出量を求め、各年度の人口と日数を乗じて、生活系ごみ排出量を求めました。
- ・ 将来人口については「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に準拠して、算出しました。

② 事業系ごみ排出量の推計

- ・ 平成 22 年度から平成 27 年度の事業系ごみ排出量の実績をもとに、このトレンドをベースに平成 38 年度までの事業系ごみの排出量を推計しました。

③ ごみ総排出量

- ・ 生活系ごみ、事業系ごみの合計を求めました。

3) ごみ排出量の将来推計

以上の推計の結果は次のとおりです。

- 生活系ごみについては、1 人 1 日当たりの排出量は逓増するものの、将来人口が減少するために、排出量は若干の逓減傾向となります。
- 事業系ごみは減少傾向が続きます。この結果、ごみ総排出量（生活系ごみと事業系ごみの合計）は減少傾向となります。
- 平成 38 年度の生活系のごみは、「可燃ごみ」が総排出量の 75%を占めていることから、大幅なごみ減量化にとって可燃ごみの削減が必要です。（紙類の分別や生ごみの水切り等）
- 事業系ごみ（99%が可燃ごみ）の明らかな減少傾向はごみの有料化の影響が寄与していると考えられます。

○ 生活系ごみ排出量の推計

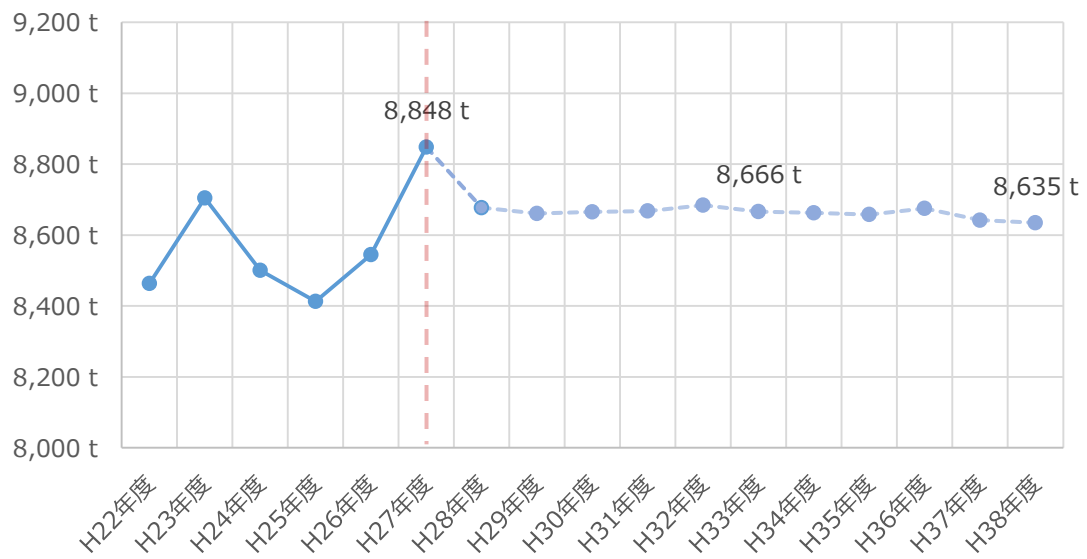
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	実績値			推計値			
生活系ごみ排出量	8,413 t	8,545 t	8,848 t	8,677 t	8,661 t	8,665 t	8,667 t
1 人 1 日当たりごみ排出量	738 g	750 g	778 g	760 g	762 g	763 g	764 g
可燃ごみ	6,232 t	6,409 t	6,648 t	6,467 t	6,458 t	6,464 t	6,468 t
1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量	547 g	562 g	585 g	567 g	568 g	569 g	570 g
不燃ごみ	431 t	475 t	497 t	481 t	485 t	490 t	494 t
1 人 1 日当たり不燃ごみ排出量	38 g	42 g	44 g	42 g	43 g	43 g	44 g
資源ごみ	1,327 t	1,275 t	1,265 t	1,280 t	1,264 t	1,252 t	1,242 t
1 人 1 日当たり資源ごみ排出量	116 g	112 g	111 g	112 g	111 g	110 g	109 g
その他	8 t	7 t	7 t	8 t	8 t	9 t	10 t
1 人 1 日当たりその他排出量	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g
粗大ごみ	415 t	379 t	431 t	442 t	446 t	450 t	454 t
1 人 1 日当たり粗大ごみ排出量	36 g	33 g	38 g	39 g	39 g	40 g	40 g
人口	31,241 人	31,223 人	31,139 人	31,178 人	31,150 人	31,119 人	31,085 人

	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
	推計値						
生活系ごみ排出量	8,684 t	8,666 t	8,663 t	8,658 t	8,675 t	8,642 t	8,635 t
1 人 1 日当たりごみ排出量	765 g	766 g	767 g	767 g	768 g	769 g	769 g
可燃ごみ	6,482 t	6,470 t	6,470 t	6,468 t	6,482 t	6,459 t	6,455 t
1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量	571 g	572 g	572 g	573 g	574 g	574 g	575 g
不燃ごみ	499 t	501 t	504 t	507 t	511 t	511 t	513 t
1 人 1 日当たり不燃ごみ排出量	44 g	44 g	45 g	45 g	45 g	45 g	46 g
資源ごみ	1,235 t	1,223 t	1,215 t	1,207 t	1,202 t	1,191 t	1,184 t
1 人 1 日当たり資源ごみ排出量	109 g	108 g	108 g	107 g	106 g	106 g	105 g
その他	10 t	10 t	11 t	11 t	11 t	12 t	12 t
1 人 1 日当たりその他排出量	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g
粗大ごみ	458 t	460 t	463 t	465 t	468 t	469 t	471 t
1 人 1 日当たり粗大ごみ排出量	40 g	41 g	41 g	41 g	41 g	42 g	42 g
人口	31,021 人	31,006 人	30,962 人	30,915 人	30,865 人	30,806 人	30,756 人

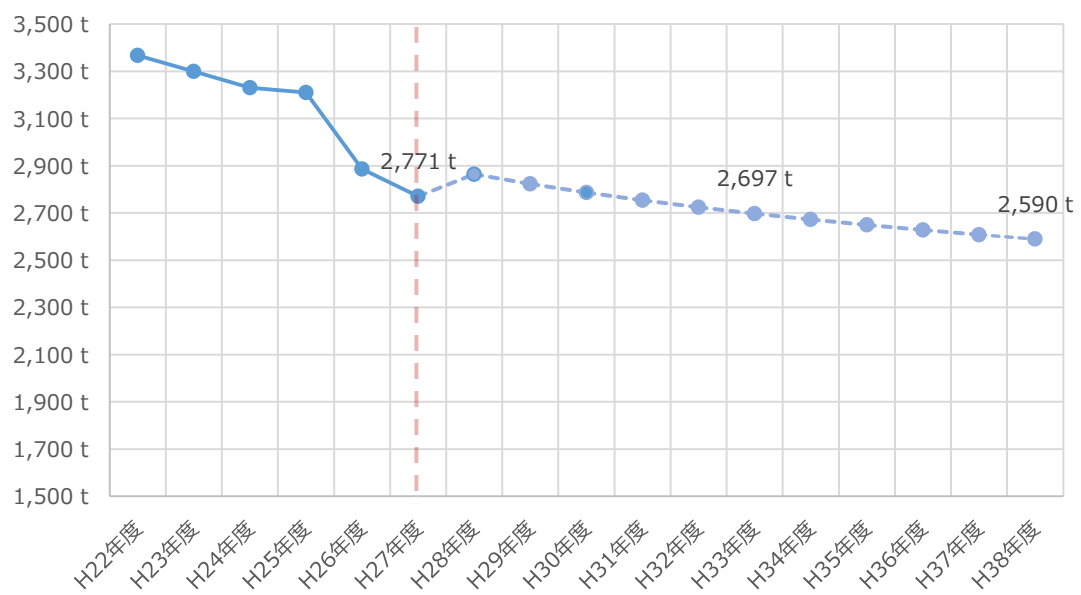
※ H27 年度の人口は国勢調査による速報値。H25、H26 年度の人口は国調データによる推計値

※ H28 年度以降の人口は「中央市人口ビジョン」に基づく推計値

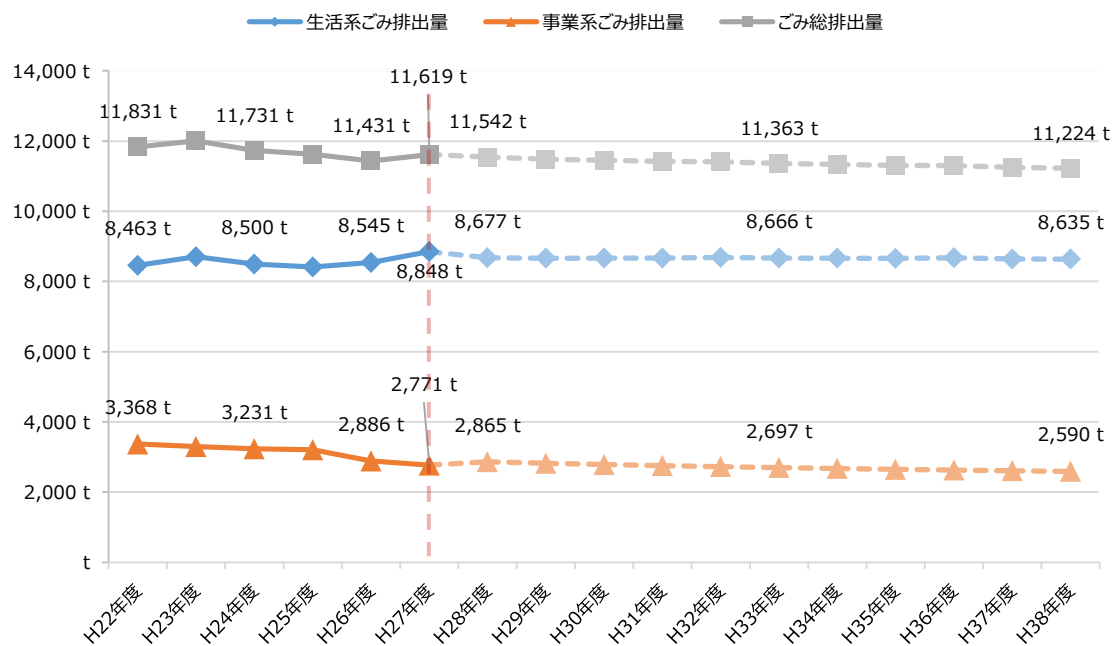
生活系ごみ排出量



事業系ごみ排出量



生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移



一般廃棄物排出量の推計結果

種別	平成 27 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (中間年度)	平成 38 年度 (目標年度)
生活系ごみ	8,848 t	8,666 t	8,635 t
可燃ごみ	6,648 t	6,470 t	6,455 t
不燃ごみ	497 t	501 t	513 t
資源ごみ	1,265 t	1,223 t	1,184 t
粗大ごみ	431 t	460 t	471 t
その他	7 t	10 t	12 t
事業系ごみ	2,771 t	2,697 t	2,590 t
可燃ごみ	2,768 t		
不燃ごみ	3 t		
ごみ総排出量	11,619 t	11,363 t	11,224 t

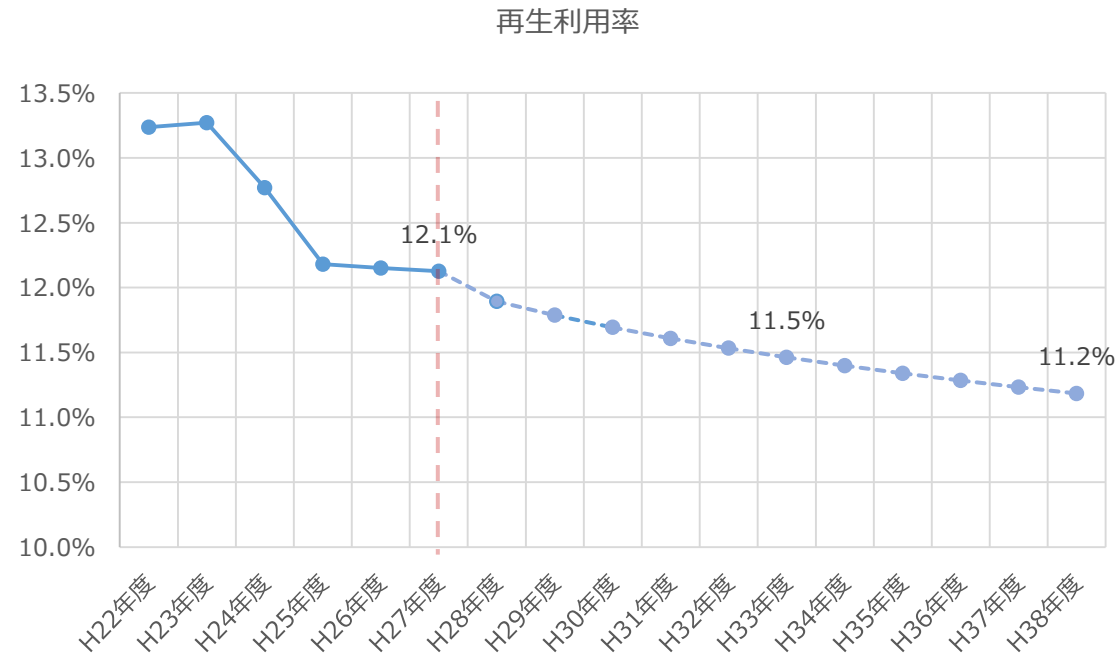
(2) 処理状況の将来推計

1) 再生利用率の将来推計

過去の処理実績を基に、再生利用率を推計すると、再生利用率は平成 27 年度の 12.1%から、目標年の平成 38 年度には 11.2%と減少します。

再生利用率の推計結果

項目	平成 27 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (中間年度)	平成 38 年度 (目標年度)
再生利用率	12.1%	11.5%	11.2%
ごみ総排出量	11,619 t	11,363 t	11,224 t
資源化量	1,409 t	1,302 t	1,255 t

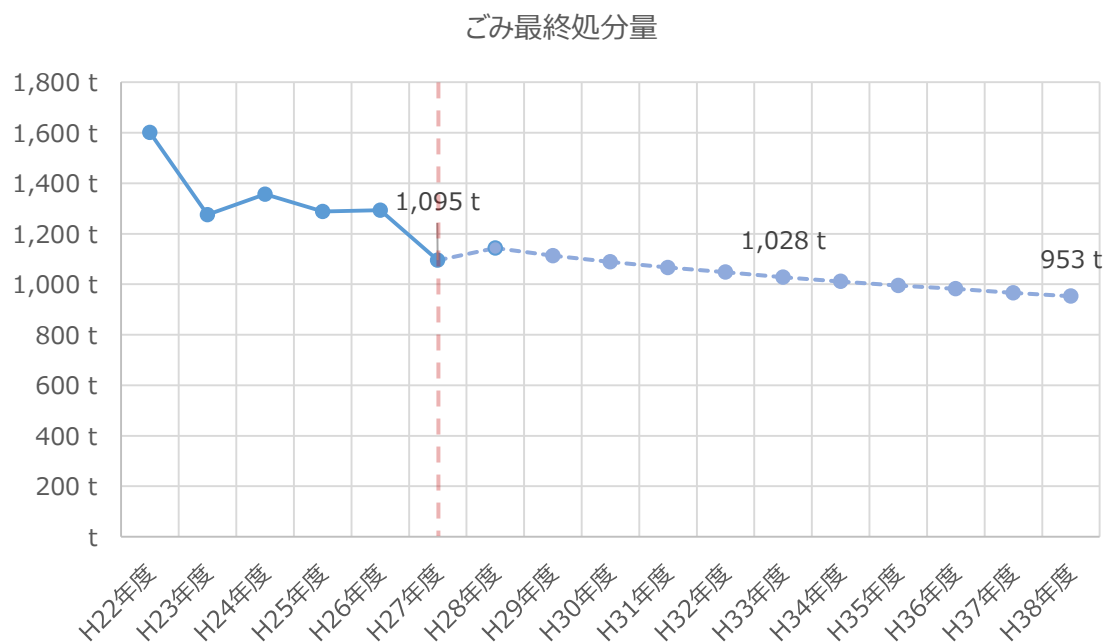


2) 最終処分量の将来推計

過去の処分率の実績をもとに、最終処分量を推計すると、以下のように減少傾向が見られ、最終処分量は 1,095 t から 953 t へと減少します。

最終処分量の推計結果

項目	平成 27 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (中間年度)	平成 38 年度 (目標年度)
最終処分率	9.4%	9.0%	8.5%
ごみ総排出量	11,619 t	11,363 t	11,224 t
最終処分量	1,095 t	1,028 t	953 t



（３）将来推計のまとめ

現状の実績のまま推移すると仮定すると、目標年のごみ排出量・再生利用率・最終処分量は以下ようになります。

現状からの推計値

項目	平成 27 年度 (基準年度)	平成 38 年度 (目標年度)	増減
排出量	11,619 t	11,224 t	△3.4%
生活系ごみ	8,848 t	8,635 t	△2.4%
事業系ごみ	2,771 t	2,590 t	△6.5%
再生利用率	12.1 %	11.2 %	-0.9 ポイント
最終処分量	1,095 t	953 t	△13.0%
(最終処分率)	9.4 %	8.5 %	

２．数値目標

（１）目標値の設定

国や県の廃棄物の発生抑制等の計画目標を踏まえ、平成 38 年度の目標値を設定します。

○ 現状の問題点

- ・ 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は全国、山梨県平均に比べて多い。
→ごみの減量化が不可欠。他の自治体よりも、削減目標を高く設定する必要がある。
- ・ 再生利用率は平成 22～26 年度実績値では全国、山梨県平均に比べて低い。
→再利用・リサイクル活動の徹底
- ・ 最終処分率は、全国、山梨県平均に比べてほぼ同等である。
→循環型社会の形成に向けて 3 R の推進

○ 目標設定の考え方

- ・ 現状を打破するために、最低限、山梨県の削減目標に準拠した目標を設定し、これまで以上に 3 R の推進に向けた取組みを行う。

○ 「第3次山梨県廃棄物総合計画（平成28年3月）」の目標値

項目	平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	増減
排出量	310 千t	277 千t	△10.6%
生活系ごみ	213 千t	189 千t	△11.3%
事業系ごみ	86 千t	77 千t	△10.5%
集団回収量	12 千t	11 千t	△8.3%
再生利用率	16.6 %	23 %	+6.4ポイント
最終処分量	31 千t	23 千t	△25.8%
(最終処分率)	10.0 %	8 %	

○ 本計画の目標値

山梨県の目標設定に係る削減率等を参考に、計画の目標値を以下のように設定しました。ただし、全国、県平均の1人1日当たりごみ排出量に比して、本市の排出量が多いため、この計画目標は最低限の数値であることに留意する必要があります。

○ 本計画の目標値

項目	平成27年度 (基準年度)	平成38年度 (目標年度)	増減
排出量	11,619 t	9,727 t	△16.3%
生活系ごみ	8,848 t	7,407 t	△16.3%
事業系ごみ	2,771 t	2,320 t	△16.3%
再生利用率	12.1 %	19.9 %	+7.8ポイント
最終処分量	1,095 t	649 t	△40.7%
(最終処分率)	9.4 %	6.7 %	—

- ① 平成38年度の一般排出量を、平成27年度の11,619tから9,727tに削減することを目標にします。
 - ・生活系ごみの排出量は実績に基づく将来推計では2.4%の削減ですが、目標設定では16.3%削減、その差13.9ポイントとこれまで以上の削減努力が必要です。
 - ・事業系ごみの排出量は実績に基づく将来推計では6.5%の削減ですが、目標設定では16.3%削減、その差9.8ポイントとこれまで以上の削減努力が必要です。
- ② 再生利用率を、平成27年度の12.1%から7.8ポイント増加の19.9%にすることを目標にします。
- ③ 平成38年度最終処分量を、平成27年度の1,095tから649tに削減することを目標にします。

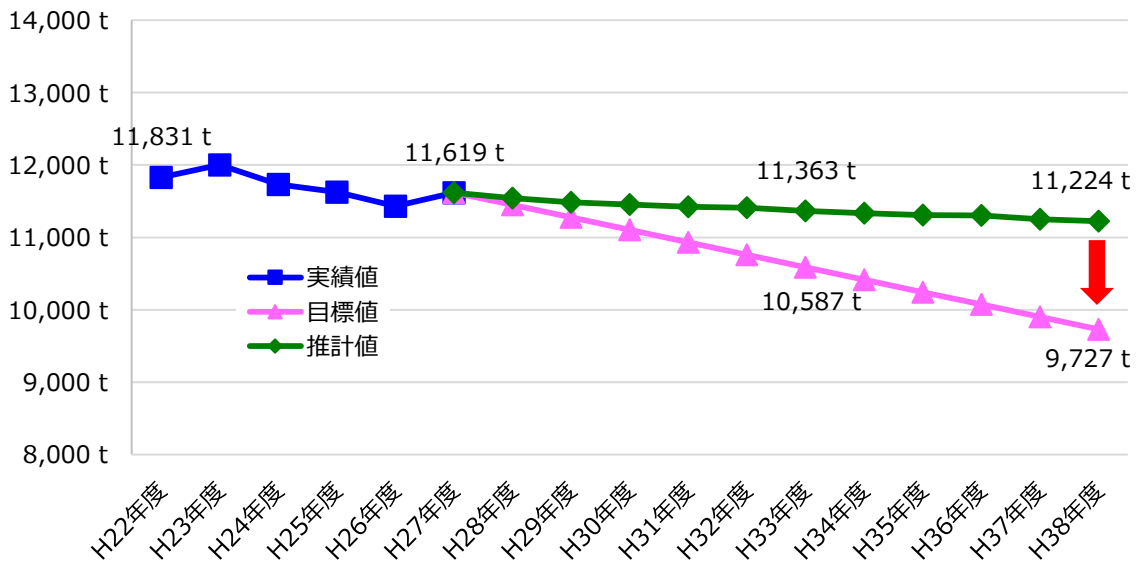
(2) 目標設定の考え方

1) ごみ総排出量

今後の積極的な施策を見込み、山梨県と同レベルの削減率を目標にします。

- 山梨県の削減目標は平成 24 年度（実績値）→平成 32 年度（目標値）で 11.8%の削減
 - ・ ごみ総排出量：314 千 t→277 千 t
 - ・ 年平均変化率：11.8%÷8 年=1.48%△
- 中央市の平成 27 年度→平成 38 年度の削減量
 - ・ 削減率：11 年×1.48%=16.28%
 - ・ 削減量：11,619 t×16.28%≒1,892 t
- 平成 38 年度のごみ総排出量(目標)
 - ・ 排出量：11,619 t－1,892 t=9,727 t
- * 第 3 次山梨県廃棄物総合計画「目標設定の考え方」参照（以下同様）

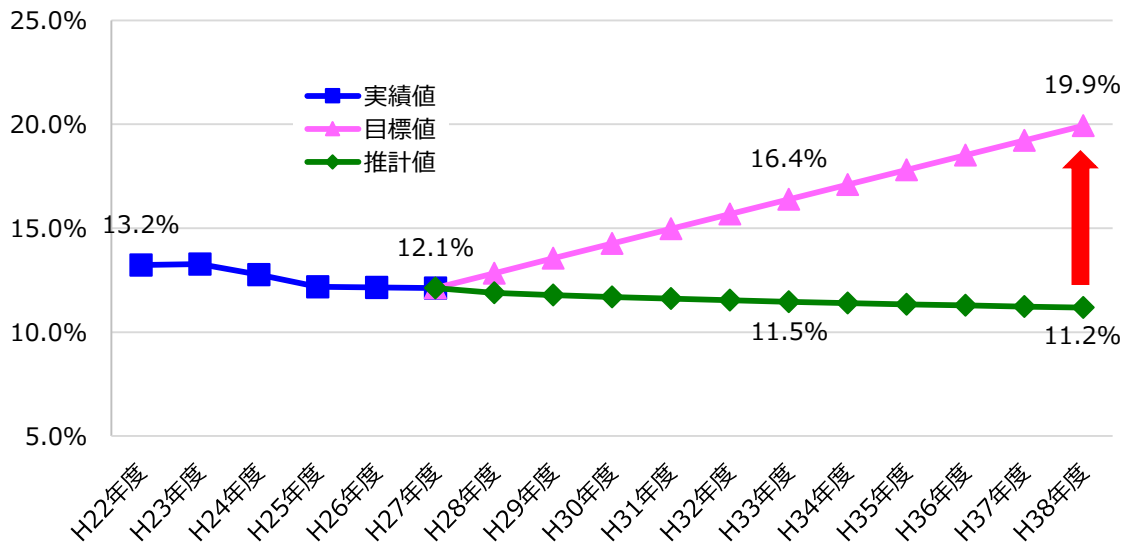
ごみ総排出量の目標



2) 再生利用率

- 山梨県の目標は平成 24 年度（実績値）→平成 32 年度（目標値）で、17.3%→23.0%の 5.7 ポイントプラス
 - ・ 年平均変化率：5.7÷8 年=0.71 ポイントプラス
- 中央市の平成 27 年度→平成 38 年度の増加
 - ・ 11 年×0.71=7.81 ポイントの増加
- 平成 38 年度の再生利用率の目標
 - ・ 12.1%+7.81=19.9%

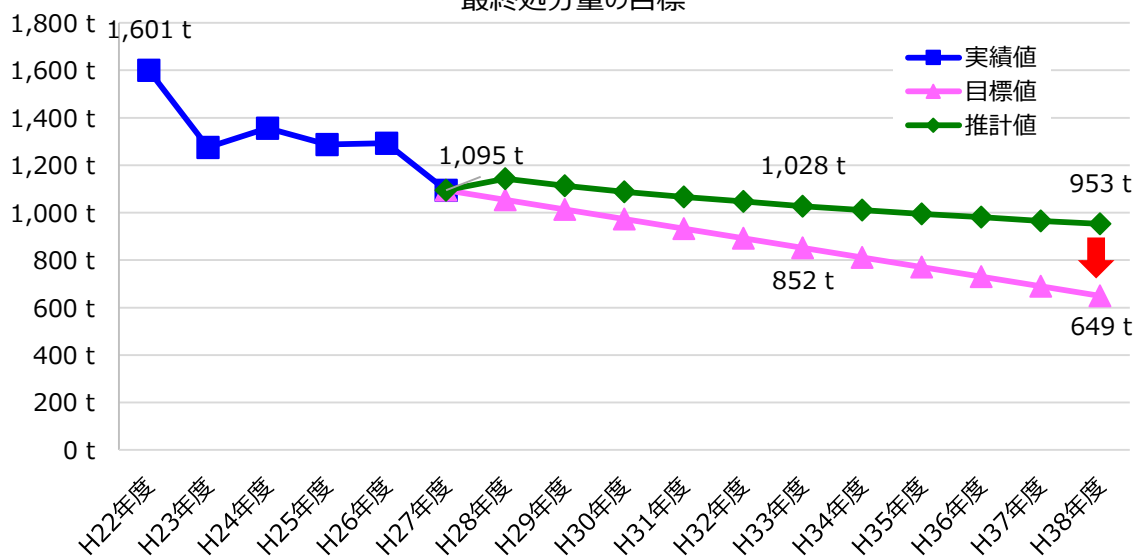
再生利用率の目標



3) 最終処分量

- 山梨県の削減目標は平成 25 年度（実績値）→平成 32 年度（目標値）で、31 千 t→23 千 t と、25.8%の削減
 - ・ 年平均変化率：25.8÷7 年=3.7%△
- 中央市の平成 27 年度→平成 38 年度の削減量
 - ・ 削減率：11 年×3.7%=40.7%
 - ・ 削減量：1,095 t ×40.7%≒446 t
- 平成 38 年度の最終処分量（目標）
 - ・ 最終処分量：1,095 t - 446 t =649 t

最終処分量の目標



(3) 削減目標の目安

山梨県に準拠した目標をまとめると以下ようになります。

○ 本計画の目標値（前出）

項目	平成 27 年度 (基準年度)	平成 38 年度 (目標年度)	増減
排出量	11,619 t	9,727 t	△16.3%
生活系ごみ	8,848 t	7,407 t	△16.3%
事業系ごみ	2,771 t	2,320 t	△16.3%
再生利用率	12.1 %	19.9 %	+7.8 ポイント
(資源化量)	1,409 t	1,936 t	
最終処分量	1,095 t	649 t	△40.7%
(最終処分率)	9.4 %	6.7 %	—

1) 全般的な取組みの徹底

計画目標を山梨県（全国）の削減率に準拠すると、以下に関連する取組みを従来以上に、積極的に推進する必要があります。

- 生活系ごみの大幅な減量化
- 再生利用の大幅な推進
- 最終処分量の大幅な削減

2) 1人1日当たり生活系ごみの想定

① 平成 38 年度の排出量

- ・ 生活系ごみについて、県（国）準拠で削減すると、平成 38 年度の 1 人 1 日当たりごみ総排出量は 660 g となります（次表参照）。
- ・ 平成 38 年度の資源物を除く 1 人 1 日当たりの排出量を平成 26 年度の全国平均と同等の 520 g と仮定すると、表のようになります。

② 平成 38 年度の排出量の想定結果

- ・ 可燃ごみ：456 g（平成 27 年度の構成比と同様に推移すると仮定）
- ・ 不燃ごみ：34 g（同）
- ・ 粗大ごみ他：30 g（同）
- ・ 資源ごみ量：140 g（平成 38 年度の 1 人 1 日当たりごみ総排出量から、上述各種のごみ排出量を引いた値）

○ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（想定）

	平成 27 年度 （基準年度）	平成 38 年度 （目標年度）	備考
生活系ごみ排出量	8,848 t	7,407 t	
人口	31,139 人	30,756 人	
1 人 1 日当たり	778 g	660 g	（H27 年度比 15%削減）
可燃ごみ	585 g	456 g	H27 年度（基準年度）の構成比に 順じて推移すると仮定
不燃ごみ	44 g	34 g	
粗大ごみ等	38 g	30 g	
小計 （H26 県の実績） （H26 国の実績）	667 g （607 g） （521 g）	520g	H26 年度の国の実績並みにする （H27 年度比 22%削減）
資源ごみ	111 g	140 g	（H27 年度比 26%増）
合計	778g	660g	

③ 可燃ごみ削減の目安

生活系ごみの中で可燃ごみが 75%を占めています。可燃ごみをいかに削減するかがごみ減量の決め手です。

平成 27 年度から平成 38 年度で可燃ごみは 585 g から 456 g へと約 130 g の削減が必要になります。その目安としては、次のように想定されます。

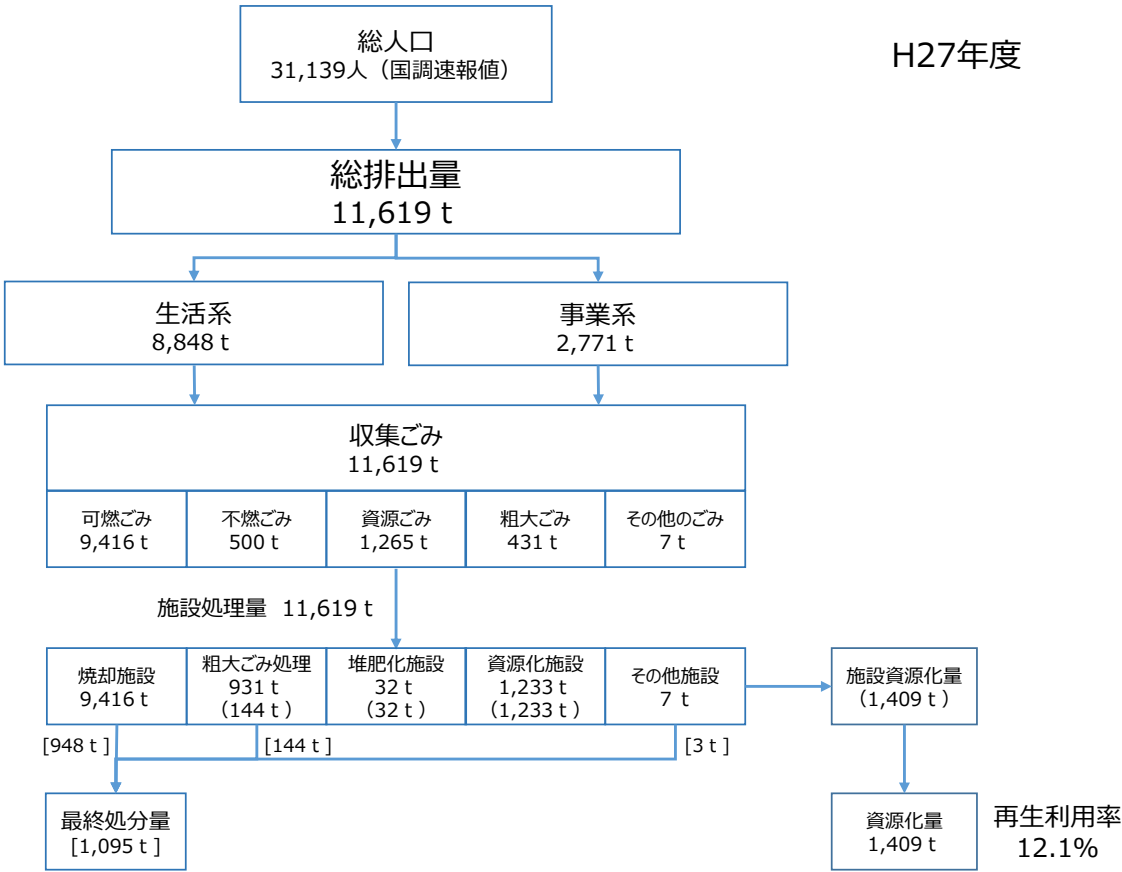
○ 可燃ごみの削減の目安

- ・ 平成 27 年度の可燃ごみ 585 g の 45%（263 g）が水分。水分の 2 割がカットできれば 52g の削減
- ・ A4 サイズのコピー用紙 4g、7 枚で 28 g 削減
- ・ 茶わん 1 杯のご飯 150 g、買いすぎない等の食品ロスの削減で 50g の削減
以上で、130 g 程度の削減に結びつきます。

3) 全体のごみ処理フローからみた減量化、資源化

① 平成 27 年度のごみ処理フロー

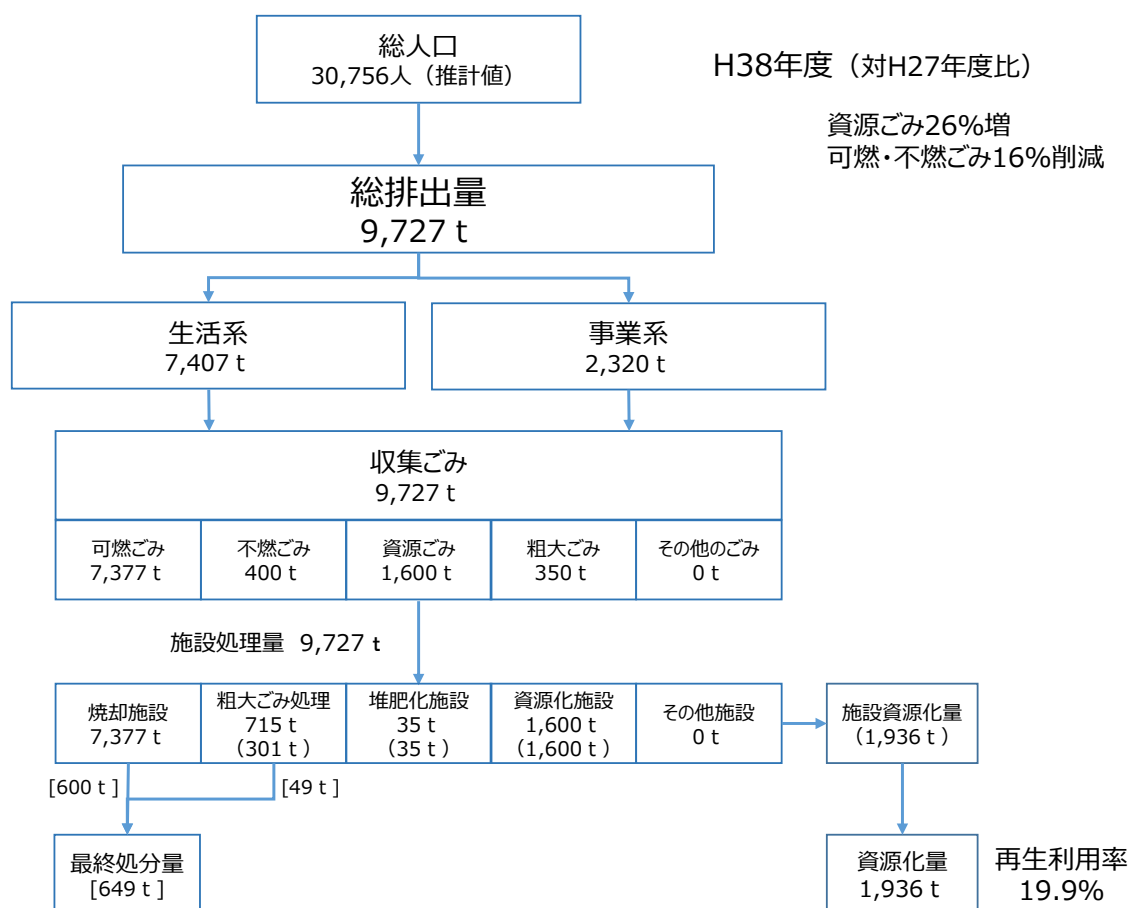
平成 27 年度のごみ処理フローは以下の通りです。



※()内は資源化量、[]内は最終処分量を示す

② 平成 38 年度のごみ処理フロー

再生利用率の目標達成を踏まえると、資源ごみの 26%増、可燃・不燃ごみの 16%以上の削減が必要になります。このため、可燃・不燃ごみ等の分別収集の徹底が望まれます。



※()内は資源化量、[]内は最終処分量を示す

第4節 目標達成のための施策

1. 生活系ごみの減量・資源化の推進

(1) 循環型社会に向けた意識改革

目標を達成するためには、市民一人ひとりが、これまで以上にごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進に取り組む必要があります。このため、本市では、3Rの推進に向けた啓発活動や環境教育を推進し、市民、事業者、市の意識改革を図っていきます。

○ 啓発活動の推進

本市では、ごみの減量化や3Rの推進に資する情報について、広報誌で提供しています。また、平成27年度は「家庭ごみ10%減量化キャンペーン」を実施し、広報誌に隔月ごとのごみ回収量の速報値を発表するなど、市民に対する減量化への呼びかけを行っています。

今後も、ごみ減量化について、広報誌やホームページで紹介するとともに、施設見学会の開催、ごみ減量化キャンペーンの実施など、市民を巻き込んだ取組みを継続して推進します。

○ 環境学習の推進

循環型社会の形成に向けて、子どもから大人までの環境について学習する機会を設け、環境教育・環境学習の推進を図ります。また、リサイクルセンター等の施設見学会の開催とともに、小中学校への講師派遣なども検討していきます。

○ グリーン購入の推進

買い物をするときに、必要かどうかを考え、必要なときは環境への負荷ができるだけ少ないものを買うことが重要です。長く使えるもの、詰め替えられる商品を選ぶこともごみの減量化に結びつきます。

本市では、消耗品や備品の調達については環境に配慮した製品の購入に努めるとともに、市民、事業者への啓発活動を推進します。

(2) リデュースの推進

平成27年度の生活系ごみのうち、75%を可燃ごみが占めています。この可燃ごみの減量化が生活系ごみの削減に直結します。

本市では、市民にリデュース（発生抑制）に必要な情報提供とともに、可燃ごみの減量化への様々な支援策を進めていきます。

○ レジ袋・過剰包装の削減

市民一人ひとりが消費者として、マイバック持参やレジ袋・包装の削減などによっ

て、ごみの減量化を効果的に行うことができます。

本市では、市民に対してマイバック持参の呼びかけ、スーパー等事業者に対する働きかけなどの啓発活動を推進します。

○ 生ごみの減量化

生ごみの減量には、「買いすぎない」、「食べ残さない」ことが重要です。また、可燃ごみの40数%が水分であり、特に水分が60%以上含まれる生ごみの水きりはごみの減量化に大きな効果があります。

このため、本市では減量効果の大きい生ごみの水きり運動を市民に啓発していきます。現在実施している「生ごみ専用袋への助成」、「コンポスト式・電気式生ごみ処理機等の購入に対する助成」などを今後とも推進していきます。また、豊富地区においては生ごみ資源の回収を推進していきます。

(3) リユースの推進

リユース（再使用）は一度使ったものを何度も使用することですが、昔から衣服のお下がりや本の貸し借りなどが行われています。また、山梨県内イベントでは、リユース食器を利用することも行われています。家庭で不要になった物品を、必要とする人がリユースするための取組みとして、フリーマーケットや物品（衣類、玩具、日用品、書籍など）を販売するリサイクルショップなどがあります。

本市では、市民のリユースを推進するため、粗大ごみや廃家電などで再利用可能なものを極力リユースするための推進施策を検討し、インターネットオークションや民間のリサイクルショップの活用、市民団体のフリーマーケットの支援などを推進します。また、フードバンク活動への協力・支援など、食料品のリユースを推進します。

- 粗大ごみ・廃家電のリユース推進施策の検討
- インターネットオークションの活用
- 市民のフリーマーケットの支援
- リサイクルショップとの連携
- フードバンク活動への協力
- イベントなどでのリユース食器の利用

(4) リサイクルの推進

資源ごみの回収については、説明会の開催や市の広報誌、回覧、ホームページを活用し、周知徹底を図っていきます。また、有価物回収活動を担うボランティア団体、学校等の代表者と効果的な対策を検討の上、必要な有価物回収活動の支援策をさらに充実します。

○ 分別収集の徹底

毎年度末に翌年度のごみ収集カレンダーとともに、「ごみの出し方・仕分け方」をまとめたチラシを全世帯に配布していますが、「燃えるごみ」の中にリサイクル可能なプラスチック容器・包装が混入していたり、「燃えないごみ」の中にアルミ缶や小型家電が混入しているなど分別が徹底していない状況です。

今後は自治会と連携し、不適切な排出ごみに対する警告シールの貼付けや掲示版への注意書きなどによって、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」などの分別マナーの徹底を図ってまいります。また、学生などの新規転入者には、不動産管理会社等と連携し、分別マナーの周知を図っていきます。

○ 24 時間リサイクルステーション

市役所各庁舎には 24 時間搬入可能なリサイクルステーションがあり、市民が搬入した缶類・びん類・紙類・ペットボトル・プラスチック・廃食油・蛍光灯などは処理業者に引き取られ、同種製品や建設・土木資材等に再生されます。中には、汚れたまま搬入する人や一般ごみ・粗大ごみを持ち込む例もあり、リサイクル品の分別マナーが問題となっています。分別マナーの徹底のため、防犯カメラの設置等を検討します。

24 時間リサイクルステーションはリサイクル推進の中心的役割を果たす施設であるため、市民への周知を図り、更なるリサイクル推進に努めます。

○ 生ごみの堆肥化

豊富地区では平成 10 年度からとよみクリーンセンターコンポスト施設で、各し尿処理施設から発生する汚泥と地区の生ごみを発酵させ堆肥化を行うなど、生ごみの有効活用を行っています。また、本市では、家庭菜園・家庭の植木等に肥料として活用できる方を対象に、コンポストのほか電気式処理機器などの生ごみの自家用処理容器的購入に補助金を交付しています。今後とも、リサイクルの普及および資源の有効利用を進めるため、これら補助制度の普及に努めます。

2. 事業系ごみの減量・資源化の推進

(1) 減量・資源化の推進

平成 27 年度の事業系ごみはごみ総排出量の 24%で、2,771 t/年となっています。また、事業系ごみの 99.9%は可燃ごみで、目標達成のためには、可燃ごみの大幅な削減が必要です。本市では、市内事業者に対し、ごみ減量化についての広報・情報提供・啓発活動を行うとともに、ごみ減量化に向けての対策を事業者団体と検討していきます。

可燃ごみの大半を占める紙類については、再生可能な紙類の混入の抑制措置、搬入検査体制の強化・手数料の見直しなどによって、紙類の再生利用を促進します。

また、事業者に対しグリーン購入、フードバンク活動への協力などの働きかけを行います。

- 事業者に対するごみ減量化等を要請するパンフレット作成
- グリーン購入などの働きかけ
- フードバンク活動へ働きかけ
- 再生可能な紙類の可燃ごみへの混入抑制

(2) 公共施設・学校等における減量・資源化の推進

事業所や市民にごみの減量・資源化を働きかける上で、最も効果的な方法は公共施設・学校で率先して、優れた取組みを示すことです。このため、公共施設及び学校等において生ごみ処理、ごみの分別、グリーン購入の徹底等、循環型社会形成に向けた取組みを推進します。

- 市の公共施設におけるグリーン購入の徹底
- 公共施設での減量・リサイクルの推進
- 学校における生ごみの堆肥化の推進
- 学校・公共施設におけるフリーマーケットの支援

3. 適正処理の推進

(1) 分別・排出

ごみの適正処理の基本は分別です。本市が定めた分別区分、ごみ袋、収集場所、収集日などについて、市民・事業者の協力を得られるように、以下の活動を進めます。

1) 普及・啓発

- ごみ収集カレンダーやチラシ、広報誌などの配布（継続）
- 転入者・外国籍市民に対する、市窓口でごみの出し方の説明（継続）
- 不動産会社、アパート経営者を通じたごみ収集カレンダーの配布（継続）
- 市ホームページにおけるごみの出し方ルールを紹介（新規）
- 若者世代がスマートフォンで気軽にアクセスできるような情報ツールの導入（新規）
- 外国籍市民に対する、英語版などのごみの出し方ルールの説明書作成（継続）

2) 排出ルールの徹底

- 分別ルールが守られていないごみ袋には警告シールの貼り付け等（新規）

3) ごみ・資源の保管

- ごみ集積所、24 時間リサイクルステーションの環境美化（継続）

4) 不法投棄の防止

- 不適切な排出、不法投棄に対する自治会の巡回・指導（継続）

(2) 収集・運搬

ごみ集積所に排出されたごみは、現状体制を基本とし、収集します。今後、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化やごみの排出量、収集コストの削減に配慮し、適切な収集体制を検討します。

(3) 中間処理・最終処分施設

本市では、田富・玉穂地区においては中巨摩地区広域事務組合清掃センターでごみの中間処理をしており、最終処分については全て民間委託で埋立て処分を行っています。可燃ごみは清掃センター焼却施設で焼却処理を行い、不燃ごみ及び粗大ごみは清掃センター粗大ごみ処理施設で破碎後に鉄、アルミ、可燃残渣、不燃残渣の4種選別を行い、資源物回収と最終処分量の削減を図っています。

豊富地区では青木が原ごみ処理組合清掃センターの焼却廃止以降、民間の中間処理施設で処理していますが、平成 26 年度からは埼玉県のパイプファクトリー（PFI）施設に搬送し、ガス化改質方式により中間処理を行い、残渣はほとんど発生していません。

また、清掃センターなどに搬入されたリサイクル品（ビン、ペットボトル、白色トレイ、廃乾電池、廃蛍光灯）は指定法人ルートや資源化業者に引き渡し、適正な資源化に努めています。今後とも、資源物回収と最終処分量の削減に努めます。

（４）災害廃棄物

大規模地震や風水害などの災害時には、がれきなどの廃棄物が大量に発生し、交通の途絶などによって一般ごみも収集・処分が難しくなる事態が想定されます。また、避難所のごみ・し尿を適正に処理し、避難生活の環境改善や市民の生活基盤の早期回復を図ることも必要です。

このため、「災害廃棄物対策指針」を参考に、地震や風水害などで発生する災害廃棄物の円滑な処理に向けて、仮置き場の検討や処理体制の整備を図ります。

（５）処理費用の適正な負担

事業系ごみについては、自己処理責任の原則のもと、他市町や組合と調整し、処理手数料の適正化を図ります。また、生活系ごみについては、本計画に掲げるごみ減量化の施策を実施した上で、ごみの排出量の動向を注視し、必要となる場合は有料化導入について調査・研究を進めます。

4. 市民・事業者・市の取組みと役割分担

循環型社会を目指し、3 Rを基本とした施策を推進するためには、市民、事業者の環境に配慮した自主的な行動が求められます。また、市は自ら率先して3 Rに取り組むとともに市民や事業者の取組みを支援する必要があります。

市民、事業者、市がそれぞれ果たすべき役割、責任について理解を深め、相互に協力して取り組むことが重要です。

○ 市民・事業者・市の役割

市民	○ごみの出ない商品を選ぶ、買いすぎない、長く使えるものを選ぶ ○生ごみの水切りなどごみの減量化を心がける ○ルールに従い、分別などごみの適正な処理を心がける ○自治会活動などと協力して、3 Rの実行や街の美化に努める
事業者	○環境配慮型、3 Rを基本とした事業活動を行う ○グリーン購入を行う ○自らの責任で、ごみの適正処理を進める ○市や地域と連携し、街の美化に努める
市	○自ら率先して3 Rに取り組む ○グリーン購入を行う ○市民や事業者に対する時宜にかなった普及・啓発活動を行う ○市民や事業者に効果的な3 Rの仕組み・体制・支援策を整備する

○ 3 Rの推進と3者の行動

		市民	事業者	市
リデュース	グリーン購入の推進	・買いすぎない ・詰め替え商品の購入 ・環境に配慮した製品の購入	・詰め替え商品の販売 ・環境に配慮した製品の販売	・普及啓発 ・率先してグリーン購入の推進
	レジ袋・過剰包装の削減	・レジ袋の削減 ・マイバックの持参	・簡易包装の推進 ・レジ袋の有料化	・普及啓発
	生ごみの減量化	・買い物の工夫 ・水切りの徹底 ・生ごみの堆肥化	・水切りの徹底 ・生ごみの堆肥化	・普及啓発 ・コンポスト式・電動式生ごみ処理機への助成
リユース	リユースの推進	・リユース商品の購入 ・フリーマーケットの利用・参加 ・リサイクルショップの利用	・リサイクルショップ情報の発信 ・フリーマーケットへの参加 ・フードバンク活動への参加	・粗大ごみ・廃家電のリサイクル検討 ・フリーマーケットの支援 ・リユース食器の活用 ・リユース製品の普及啓発
リサイクル	資源ごみの分別の徹底	・資源ごみの分別徹底 ・自治会活動の充実	・ごみ分別体制の導入 ・再生可能な紙類の分別の徹底	・分別マナーの啓発 ・自治会活動との連携強化
	生ごみの堆肥化と利用	・生ごみの堆肥化 ・家庭・田畑での利用	・農業団体などの堆肥利用 ・堆肥を利用した農産物の販売	・生ごみ自家用処理機器の購入補助